

防衛庁電子政府構築計画

国民の利便性・サービスの向上

1 オンライン利用の促進

(1) アクション・プラン(手続のオンライン化実行計画)の着実な実施

「防衛庁行政手続等の電子化推進に関するアクション・プラン」に基づき、国民等と行政との間の申請・届出等手続40件のすべてについて、2003年度末(平成15年度末)までにオンライン化又は実施方策の提示を行う。このうち、国が扱う手続については対象手続36件すべてのオンライン化を実施する。(別添1)

(2) 手続の簡素化・合理化の徹底(別添2)

必要性の乏しい手続の原則廃止

防衛庁所管の申請・届出等手続のうち、直近3か年の申請・届出等件数が0件の手続26件を対象として、2003年(平成15年)12月までに廃止の可否や簡素化について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類の省略又は廃止が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略又は廃止の結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

(3) オンライン利用の向上方策

防衛庁では、申請・届出等手続のオンライン利用の向上を図るため、2005 年度末（平成 17 年度末）までに以下の取組を実施する。

汎用受付等システムの利用・運用状況に留意しつつ必要なシステム改善を適宜実施する。

オンラインによる手続については、2003 年（平成 15 年）7 月から、原則として 365 日 24 時間の受付を開始する。

申請・届出等手続に必要な添付書類について、可能な限りオンラインで提出できるようにするため、防衛庁が発行する証明書 2 件（防衛大学校及び防衛医科大学校卒業証明書）について、2003 年度（平成 15 年度）に検討し、2004 年度末（平成 16 年度末）までに電子化する。（別添 3）

防衛庁ホームページにおいて、オンラインで行える手続、その利用方法、利便性などを国民等利用者に分かりやすく案内するページを設けるとともに、広報誌等による周知を図る。

2 ワンストップサービスの拡大

(1) 共管手続の窓口一元化

共管公益法人に係る手続については、当庁が所管する公益法人 4 法人のうち 1 法人は当庁が窓口府省となり、2003 年度末（平成 15 年度末）までにオンライン化を実施する。（別添 4）

(2) 総合的なワンストップサービスの推進

イ-ガブ
e-Govにおいて、各府省の電子申請システムと連携し、個々の手続へ直接アクセスできる機能を 2003 年度（平成 15 年度）に整備すること

に伴い、セキュリティに留意しつつ^{イ・ガブ}e-Govから個々の手続に直接アクセスできるよう汎用受付等システムの修正等を検討し、2003年（平成15年）12月までに実施する。

3 利用者視点に立ったシステムの整備、サービスの改善

(1) 行政ポータルサイトの整備・充実

行政ポータルサイトの整備・充実に向け、防衛庁においては、以下の取組を実施する。

防衛庁所管法令に係る全ての手続の案内情報、組織・制度概要、パブリックコメント(意見募集及び結果公表)情報については、^{イ・ガブ}e-Govに整備される登録機能を用いて、2003年（平成15年）12月までに適切に登録する。

^{イ・ガブ}e-Govから配信される政策提言等を一括して受け付け、庁内に配信するための窓口機能を、2003年（平成15年）12月までに整備し、国民等からの政策提言等に適切に対応できるようにする。

(2) 多様な手段による電子政府利用環境の整備（マルチアクセス環境の整備）

ホームページや電子申請システム等の国民等利用者との間の情報のやり取りに係る各種システムについて、多様な手段による電子政府の利用環境の整備を推進するため、防衛庁においては、以下の取組を実施する。

ホームページ等による行政情報の提供については、2003年度末(平成15年度末)までに、すべての情報内容の再点検を行い、高齢者や障害者の利用に配慮した情報内容の作成を推進する。

電子的なアクセス手段を持たない国民等利用者の利便性の向上を

図るための環境整備として、国民等が容易かつ安全に行政手続を行い、また、行政情報を入手することができるパソコンを地方窓口を整備することを2003年度末（平成15年度末）までに検討する。

携帯端末、携帯電話等に対応した行政情報の提供については、2003年度末（平成15年度末）までに、提供すべき情報を選定し、内容の作成を検討する。

また、電子申請システムの利用方法、個別手続の内容等に対する相談・案内の受付窓口を2003年（平成15年）7月までに整備する。

IT化に対応した業務改革

1 個別業務・システムの最適化

2003年（平成15年）8月までに、「業務・システム体系一覧作成指針（ガイドライン）」を活用し、所管業務・システムの体系的な整理を実施する。

2003年（平成15年）12月までにCIO連絡会議において実施される政府全体の業務・システムの体系的な整理に基づき、所管個別業務・システムについて、「業務・システム最適化計画策定指針（ガイドライン）」を活用し、2005年度末（平成17年度末）までのできる限り早期に、最適化計画を策定する。

2 レガシーシステムの最適化

所管業務・システムのうち、いわゆる旧式（レガシー）システムに該当するものについては、上記の各業務・システムに係る最適化計画の一環として、「レガシーシステム見直しのための防衛庁行動計画（アクション・プログラム）」（別添5）に基づき、必要な見直しを行う。

共通的な環境整備（推進体制の強化・充実）

2003年（平成15年）7月までに、「防衛庁行政情報化推進委員会」（以下「委員会」という。）の下部組織である行政情報化推進プロジェクトチームの所掌にCIO補佐官のスタッフ機能と電子政府構築計画の着実なフォローアップを実施する旨の所掌を付加するとともに、2003年（平成15年）12月までに長官官房情報通信課にCIO補佐官を配置する。

国及び地方公共団体が扱う申請・届出等手続のオンライン化等の実施件数

別添1

	対象手続数	実施済み件数累計 (2003年(平成15年) 6月末まで)	実施率 (%)	今後の実施計画					実施困難なもの	
				2003年度(平成15年度)中 の実施件数(7月以降)	実施率 (%)	2003年度(平成15年度) 末の実施件数累計	実施率 (%)	2004年度(平成16年度) 以降実施件数		実施率 (%)
国が扱う手続	36	36	100%	0	0%	36	100%	0	0%	0
地方公共団体が 扱う手続	4	4	100%	0	0%	4	100%	0	0%	0
計	40	40	-	0	-	40	-	0	-	0

(注) 地方公共団体が扱う手続については、国として実施方策等の提示を行った手続件数。

必要性の乏しい手続の原則廃止

手続名	根拠法令	備考
公益法人の設立の許可	民法 第34条、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第2条	
公益法人の残余財産の処分の許可	民法 第72条第2項、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第14条	
清算人及び解散の届出	民法 第77条第1項、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第13条	
清算中に就職した清算人の届出	民法 第77条第2項	
公益法人の設立許可の取消しによる解散の際に就職した清算人の届出	民法 第77条第3項	
清算終了の届出	民法 第83条、内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第15条	
公益法人の設立登記完了の届出	民法 第45条第1項 内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則 第3条	
監事を置いたときの届出	内閣総理大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督に関する規則<民法>第10条第1項前段	
公益信託の引受けの許可	信託法 第68条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 第1条	
公益信託の受託者の辞任の許可	信託法 第71条、内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令 第9条	
公益信託の受託者の信託財産を固有財産と為す許可	信託法 第22条第1項ただし書第72条	
公益信託の財産移転の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第3条	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第4条第1項	
公益信託の事業計画書及び収支予算書の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第4条第2項	
公益信託の事業状況報告書等の提出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第5条	
公益信託の受託者の氏名等の変更の届出	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第12条第1項	
公益信託の終了の報告	内閣総理大臣の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する内閣府令<信託法> 第15条	
特定公益信託の証明	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第2項	
特定公益信託の認定	所得税法施行令第217条の2第2項及び第3項並びに法人税法施行令第77条の2第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第4項	
科学又は教育の振興に寄与することが著しい公益法人等の証明	租税特別措置法施行規則第23条の4第2項に規定する主務官庁又は所轄庁の証明に関する手続 第1項	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第1項	
特定公益信託の証明	租税特別措置法施行令第40条の4第2項及び第3項に規定する主務大臣の証明及び認定に関する手続 第3項	
公益法人等有する未利用地の供用計画の確認	地価税法 第6条第2項第2号イ及びロ	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償のあっせんの申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法 第2条	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償に関する訴訟の援助の申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令 第1条	
駐留軍の行為による特殊海事損害の賠償に関する訴訟費用の償還金支払猶予等の申請	特殊海事損害の賠償の請求に関する特別措置法施行令 第4条	
手続件数	26件	

添付書類の省略、廃止

2003年(平成15年)12月までに添付書類が省略、廃止が可能なものについて精査し、対象となる添付書類を確定するとともに、添付書類の省略、廃止の結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

処理期間の短縮

2003年(平成15年)12月までに業務処理過程の見直しによる処理期間の短縮の可否について結論を得て、2005年度末(平成17年度末)までに所要の措置を講ずる。

行政機関が発行する各種証明書等の電子化一覧表

(防衛庁)

証明書等名	根拠法令の名称	発行主体 (機関)	備 考
防衛大学校卒業証明書		防衛庁防衛 大学校	2003年度(平成15年度)に検討し、2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
防衛医科大学校卒業証明書		防衛庁医科 防衛大学校	2003年度(平成15年度)に検討し、2004年度末(平成16年度末)までに電子化する。
対象件数	2件	—	—
うち、平成15年度末までに 電子化する件数	0件	—	—

窓口一元化の対象とする共管公益法人

別添 4

公益法人名	窓口府省	共管府省
社団法人 日本防衛装備工業会	経済産業省	防衛庁
財団法人 平和・安全保障研究所	防衛庁	外務省
財団法人 水交会	厚生労働省	防衛庁
財団法人 世界平和研究所	内閣府	防衛庁、外務省、財務省、経済産業省
対象法人数 4法人 (うち 防衛庁が窓口 1法人)		

「防衛庁レガシーシステム見直しのための行動計画（アクション・プログラム）」

本計画は、いわゆるレガシーシステムについて、利便性を下げずにトータルコスト（「初期コスト＋ランニングコスト×耐用年数」をいう。以下同じ。）を下げる方策を調査検討し、必要な見直しを行うことを目的とする。

1．見直しの対象とするレガシーシステム

防衛庁における見直し対象のレガシーシステムは、次に掲げるものとする。

統合気象システム

航空自衛隊補給3システム

- a 航空自衛隊空幕・補給本部電算機、部隊事務用端末
- b 航空自衛隊補給処電子計算機
- c 航空自衛隊基地補給用分散処理装置

航空自衛隊データ処理近代化システム

海幕給与、経理システム

- a 海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用入出力装置
- b 海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置

6 陸幕補給システム

- a 陸上自衛隊北海道補給処電算機
- b 陸上自衛隊東北補給処電算機
- c 陸上自衛隊関東補給処電算機
- d 陸上自衛隊関西補給処電算機
- e 陸上自衛隊九州補給処電算機
- f 陸上自衛隊補給統制本部電算機

2．各レガシーシステムの見直しに向けた作業

(1)レガシーシステム刷新可能性調査の実施

陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「各幕僚監部」という。）は、上記1のシステムのうち、それぞれ担当するもので、見直し未検討又は検討中のものについて、各システムと関係のない外部専門家に依頼し、以下の点に関する調査を実施するものとする。

ただし「海上自衛隊給与システム用処理装置、給与システム用入出力装置」においては、刷新を前提とするため人事院

等で開発中の人事・給与等標準システムへの調査協力を行うとともに、刷新に向けた必要な準備を行う。

a 業務の要求に対するシステム側処理の合理性について

(a)システムにおける業務処理プロセスの合理性

(b)システム構成の合理性

b 費用対効果についての評価

(a)開発・運用経費の算定方法の妥当性

各幕僚監部は、前項の調査に当たっては、各システムを刷新した場合に、使用者及び利用者の利便性を下げずにトータルコストを下げるかことができるか否かについて検討を行い、明確な結論を出すものとする。

本調査結果は、委員会の審議を経て、部外に公表する。

(2)最適化計画の策定

各幕僚監部は、上記(1)の調査を踏まえ、以下の点に留意しつつ業務プロセスの見直し、業務・システムの将来像、業務・システムの刷新に係るスケジュールからなる最適化計画案(以下「計画案」という。)を2005年度末(平成17年度末)までのできるかぎり早期に策定するものとする。

a 計画案の策定は、「業務・システム最適化計画策定指針(ガイドライン)」に則って行うこと。

b 計画案の策定に当たっては、特に以下の点を検討し反映させること。

(a) システムの対象となる業務を効率化・合理化の観点から抜本的に見直すこと。

(b) 業務処理過程、データ連携等で密接に関連する他のシステムとの整合性を確保しつつ行うこと。

(c) 汎用パッケージソフトウェアの利用、オープンシステム化及びハードウェアとソフトウェアのアンバンドル化の可能性を検討し反映させること。

c 各幕僚監部は、他の計画等において、既に刷新の決まっている業務・システムについては、そのスケジュールを明確にするものとする。

d 各幕僚監部は、計画案において、最適化の実施時期が明確でない業務・システムについては、策定以降の取組について明示するものとする。

計画案は、委員会の審議を経て了承事項とし、各幕僚監部で決定する。

(3)最適化の実施

各幕僚監部は、最適化計画の着実な実施に努めるものとする。

3．全体スケジュール

別表

4．その他

(1)レガシーシステムの概要（別紙1）

(2)移行検討調査書

海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置（別紙2）

6 陸幕補給システム（別紙3）

レガシーシステムの概要

システム名		担当部局課名	業務概要
6 陸幕補給システム	北海道補給処電算機	陸上幕僚監部	陸上自衛隊北部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、北部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	東北補給処電算機		陸上自衛隊東北方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東北方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	関東補給処電算機		陸上自衛隊東部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、東部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	関西補給処電算機		陸上自衛隊中部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、中部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	九州補給処電算機		陸上自衛隊西部方面隊における後方業務の事務処理の電子化・省力化を行うため、西部方面隊の後方部門(補給処、後方部隊等)で活用する電算機システム
	補給統制本部電算機		陸上自衛隊の補給業務等について全国支援を実施する補給統制本部において業務処理の電子化・省力化を行うため、補給統制本部で活用する電算機システム
	海上自衛隊システム		海上自衛隊において給与計算業務等処理するシステム
データ処理近代化	海上自衛隊隊給与システム用処理装置、給与システム用出力装置	海上幕僚監部	地方総監部、航空基地隊等において予算管理、契約業務、支払業務を処理するシステム
	海上自衛隊部隊経理システム用入力装置		基地における各種事務的業務の効率化を図ることを目的とし、データを集中的に管理する電子計算機とネットワーク化された端末装置等から構成されたデータ伝送/処理システム
	統合気象システム		① 統合気象通信電子計算機 : 自衛隊の各種活動に必須の気象情報を収集・処理し、24時間リアルタイムで陸・海・空の各種活動関係部隊等に対し、気象情報を提供するシステム ② 統合気象解析予報電子計算機 : 各種気象データの数値解析、予想資料、気象衛星画像等を解析し、精度の高い気象資料が部隊のニーズに合った気象情報を迅速に作成し提供するシステム ③ 気象通信端末装置 : 部隊が必要とする気象情報の入手、気象資料の作成及び配布、気象データの送信等を行うシステム
航空自衛隊補給システム	航空自衛隊補給処電算機	航空幕僚監部	装備系業務(補給、輸送、調達等)を実施する補給本部電算機と管理系業務(人事、会計、厚生等)を実施する空幕電算機及び端末装置で構成されており、航空自衛隊の全基地に設置された端末装置を利用して、各業務に関するデータの処理を効率的に行うとともに、他事務用電算機システム等と接続し、航空幕僚監部、補給本部及び部隊等における後方業務の円滑な支援態勢を整備するシステム
	補給処電算機		補給処の業務(整備、補給、調達)の合理化・効率化を図ることを目的に、第1～第4補給処において運用するシステム
	基地補給用分散処理装置		基地の補給業務(取得、保管、配分、処分)の合理化・効率化を図ることを目的に、航空機運用部隊を有する基地において運用するシステム

海上自衛隊部隊経理システム用入出力装置の刷新に関する検討について

1 全 般

海上幕僚監部は、海上自衛隊部隊経理システムをレガシーシステムのまま整備を続けた場合、利便性の低下とともに経費が増大していくと見積られるため、2001年度（平成13年度）から3年計画で、利便性の向上及び経費削減を狙いとした事業の見直し及びシステム改修を実施中である。

2003年度末（平成15年度末）には、現在のレガシーシステムからの刷新が終了する予定である。

2 旧システムの問題点

海上幕僚監部では、旧システムの問題点を以下のように分析した。

(1) 経費面

旧システムは、いわゆる「オフィスコンピュータ」であり、現状のまま整備を継続した場合、クライアントサーバ型のシステムに比較し、借上経費が20%～25%増となり、厳しい予算環境下で海上自衛隊の他の事業を圧迫するとともに、本システムの維持が困難と見積られる。

(2) 利便面

ア 旧システムは、オープン化されたシステムでないため、基本ソフトから受ける制約及びハードウェアの機種が限定される。そのため、独自の端末が必要であり、端末及びデータの共有化が困難である。

イ ユーザーによるデータ加工が容易でなく、またデータ量の増加に対応できない部分がある。

3 システムの刷新に関する検討

海上幕僚監部では、前項の問題点を解決すべく、以下の点を要件として、2001年度（平成13年度）にレガシーシステムからの刷新を検討した。

(1) システム所要経費の低減化を図る。

(2) ハードウェアの性能向上により、ディスクに保存するデータ量を増やし、検索及び照会機能を充実させることにより、経理契約業務の効率的な運用を図る。

(3) 新たなシステムへの移行にあたっては、システムの標準化の方向性に合致させる。

4 検討結果

上記検討の結果、海上幕僚監部は、最新技術の採用により、以下のようなシステムの構築が可能と判断し、2001年度（平成13年度）からレガシーシステムの刷新を開始した。

(1) ハードウェアの構成

オフィスコンピュータ型の旧システムをクライアントサーバ型の形態に改修し、他のシステムとの有機的な接続が可能となるようなハードウェアで構築する。

この際、システム所要経費の低減化のため、基本ソフト及びデータベースソフトは市場性のある標準的なものを採用する。

(2) ソフトウェアの機能

標準的な基本ソフト等の採用により、利便性及び操作性に優れたシステムに変更する。

(3) 費用対効果

レガシーシステムからの刷新により、利便性が向上するとともに、システム所要経費は、2001年度（平成13年度）から2005年度（平成17年度）までの5年間で、初期コストも含め約9千万円（試算）の削減が可能と見積もられる。

6 陸幕補給システムにおけるレガシーシステム刷新に関する検討について

1 全 般

陸上幕僚監部は、6 陸幕補給システムをレガシーシステムのまま整備を続けていくと、将来的に膨大な経費が必要であると見積られるため、2000 年度（平成 12 年度）に利便性の向上及び経費削減を狙いとした事業の見直しを実施した。その検討結果を反映させて、現在レガシーシステムからの刷新を実施中である。

2 旧システムの問題点

陸上幕僚監部では、旧システムの問題点は、以下のように分析した。

(1) 経費面

旧システムを維持するためには、将来的にシステム所要経費が膨大（平成 22 年度で約 80 億円（試算））となり、厳しい予算環境下で陸上自衛隊の他の事業を圧迫するとともに、本システムの維持が困難と見積られる。

(2) 利便面

ア 旧システムは、オンライン処理のシステムではなく、帳票を作成して送信するといった帳票を主体としたシステムである。そのため、必要な情報を必要なときに必要な形式で収集することが困難である。

イ 旧システムは、ホスト固有のソフトウェア及びホスト固有のデータで構成されている。そのため、独自の端末が必要であり、端末及びデータの共有化が困難である。

3 システムの刷新に関する検討

陸上幕僚監部では、前項の問題点を解決すべく、以下の点を要件として、12 年度にレガシーシステムからの刷新を検討した。

(1) システム所要経費の低減化を図る。

(2) 従来の帳票管理の機能を保持するとともに、必要な情報を適宜取得して、後方業務の効率的な運用ができるようにする。

(3) 新たなシステムへの移行にあたっては、陸自が計画しているシステムの標準化の方向性に合致させて移行する。

4 検討結果

上記検討の結果、陸上幕僚監部は、最新技術の採用により、以下のようなシステムの構築が可能と判断し、2001 年度（平成 13 年度）からレガシーシステムの刷新を開始した。

(1) ハードウェアの構成

ホストコンピュータ主体とした旧システムを 3 層クライアントサーバの形態に改修し、汎用的なハードウェアで構築する。

この際、システム所要経費の低減化のため、市販品の活用に留意するとともに、市販品の変更に対しては柔軟に対応できる融通性を保持する。

(2) ソフトウェアの機能

ソフトウェアの見直しを実施し、オンライン処理による業務を主体としたシステムに変更する。

(3) 費用対効果

レガシーシステムからの刷新を完了することにより、システム所要経費は、平成 22 年度で約 20 億円（試算）の削減が可能と見積もられる。

別表

	2001年度 (平成13年度)	2002年度 (平成14年度)	2003年度 (平成15年度)	2004年度 (平成16年度)	2005年度 (平成17年度)	2006年度 (平成18年度)	2007年度～ (平成19年度～)
防衛庁	統合気象システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表	最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮)		
		航空自衛隊補給システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表	最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの統合を考慮)	
	航空自衛隊データ処理近代化システム		レガシーシステム刷新可能性調査	最適化計画の策定 ・刷新要否の判断 ・結果の公表	最適化の実施 新システムの設計・開発等 (システムの整理統合を考慮)		
	海上自衛隊給与システム、給与システム用入出力装置		レガシーシステム刷新可能性調査 (刷新を前提とするため人事・給与等標準システムの調査に協力するとともに、刷新に向けた必要な準備を行う。)	最適化計画作成 ・結果の公表	最適化の実施 (標準システムの整備に合わせてカスタマイズ等)		
	海上自衛隊部隊経理システム		新システムの設計・開発 (刷新可能性調査結果の公表)	新システムへの移行、運用			
	6陸幕補給システム		設計・開発等の段階的实施	最適化の実施 設計・開発等の段階的实施 新システムへの移行 ※ホスト換装時期に合わせて逐次導入	設計・開発等の段階的实施	最適化の実施 新システムの完全運用	新システムはオープンシステム化を推進
				(刷新可能性調査結果の公表)			